

「はい、こちら企業の

労働110番です」

電話は、従業員120人の安全衛生担当者からで、「健康診断について再三の指示にもかかわらず受診しない者がいます

談がありました。

最初に、健康診断に関する労働安全衛生法（以下「法」という）の規定についてみるとします。

法では、事業者

は労働者に対し医

師による健康診断

を行なう義務が課せ

られています（法

第66条第1項）と

ともに、健康診断

を実施しなかつた

場合には罰則の適

用もあります。（法

第120条第1号）

一方、労働者に

も健康診断の受診

義務が課せられて

いますが、（法第

66条第5項）健康

診断を受診しなか

った場合、罰則は

ありません。

以上、健康診断につい

て、法的には、事業者に

は実施義務があり、労働

者には受診義務があるこ

ととなっています。

が、従業員には受診する義務はないのでしょうか。また、受診しない者への対応について何か参考になることがあれば教えていただければ」とのご相

名北協会相談員日誌 ⑩

# 名北企業の労働110番です



(社)名北労働基準協会

専務理事・事務局長

池戸 宏光

## 健康診断を受診しない従業員への対応は

従いまして、まずは、

事業者は未受診者がでな

いよう、一方、労働者は

確実に受診すべきことを

あらためて認識する必要

があります。

次に、健康診断を受診

しない理由、例えば多忙

や健康への過信等個人ご

があります。

事業者は未受診者がでな

いよう、一方、労働者は

確実に受診すべきことを

あらためて認識する必要

があります。

次に、健康診断を受診

しない理由、例えば多忙

や健康への過信等個人ご

を提出する方法もあること（法第66条第5項但し書）等受診しやすい環境づくりとともに健康診断上の措置の決定、事後措置、健康管理規定の保護等について就業規則や細則として健康管理規定の整備を進められてはいかがでしょうか。

なお、公立学校の教員が胸部X線検査の受診を拒否し続けたために、教育委員会が行った減給処分に対し、一審は無効としましたが、高裁では一審判決を取り消し、減給処分を有効とし、最高裁では「教員は、労働安全衛生法等に基づき受診する義務があり、学校長は、職務上の命令として、受診を命ずることができる」と判示し、減給処分を有効とした判決がありますことを参考までに紹介いたします。（「愛知県教育委員会事件」平成13年10月13日最高裁ほか）など健康管理の一層の充実



他方、事業者には、労働安全衛生法上の義務のほか労働者に対する健配慮義務として、①労働時間、休憩時間、休日、休息場所等について適正な労働条件を確保する義務②健康診断実施等労働者の健康状態を的確に把握する義務③把握した健康状態を前提に業務調整等健康管理をする義務が求められています（「システムコンサルタント事件」平成12年4月26日最高裁）

そのため、受診日の選択幅の拡大、未受診者に対する日程の再調整さらには労働者が任意の医療機関で受診し、検査結果とに確認し、その対応を図ることが大切であります。そのたま、受診者には労働者に受診のため今後、健康診断の具体的な実施手順、就業上の措置の決定、事後措置、健康管理規定の保護等について就業規則や細則として健康管理規定の整備を進められてはいかがでしょうか。

なお、公立学校の教員が胸部X線検査の受診を拒否し続けたために、教育委員会が行った減給処分に対し、一審は無効としましたが、高裁では一審判決を取り消し、減給処分を有効とし、最高裁では「教員は、労働安全衛生法等に基づき受診する義務があり、学校長は、職務上の命令として、受診を命ずることができる」と判示し、減給処分を有効とした判決がありますことを参考までに紹介いたします。（「愛知県教育委員会事件」平成13年10月13日最高裁ほか）など健康管理の一層の充実